

平成30年第2回教育委員会定例会日程

日 時 平成30年2月28日(水) 午後1時30分

場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第2号 平成30年度教育委員会関係予算に対する意見について

議案第3号 北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第4号 北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第5号 職員の交流に関する協定書の締結について

議案第6号 北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

5 協議事項

なし

6 報 告

・平成30年度要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給にかかる認定審査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

・区域外就学及び校区外就学の認定について・・・・・・・・資料2

・平成29年度北栄町議会3月議会の日程について

3/5～3/19 3/7 総務教育常任委員会 3/12,13 一般質問 3/19 採決

・平成29年度北栄町議会3月議会一般質問について・・・・・・・・資料3

7 その他

・次回教育委員会 第1回臨時会 3月14日(水) 午前(案)

第2回臨時会 3月19日(月) 午後(案)

第3回定例会 3月 日() 午後1時30分

8 閉 会

2月行政報告

＝教育長＝

◎業務内容

- 1月30日 第3回人権推進協力員会議
- 2月 2日 第2回人事ヒアリング
- 2月 4日 公民館まつりほくえいふれあい芸能発表会
- 2月 5日 町職員労働組合町長交渉
- 2月 6日 鳥取盲学校訪問
北栄教育連絡会
- 2月 7日 音田教育振興基金高校入学準備給付金審査会
臨時保育教諭面接試験
大栄中人権学習会発表会
- 2月 8日 北栄町議会教育総務課、中央公民館予算説明
大栄小人権学習会発表会、閉講式
- 2月 9日 北栄町議会図書館、生涯学習課予算説明
- 2月10日 北栄町職員採用面接
- 2月13日 監査報告
鳥取県町村教育長会と県教委との意見交換会
- 2月14日 北栄町議会臨時会、行政報告会
大栄中人権学習会閉講式
- 2月15日 公民館あり方検討会
- 2月16日 大栄小平成30年度入学児童体験入学及び保護者説明会
大誠、大谷こども園作品展
- 2月18日 「武信佐五右衛門と潤太郎」展ギャラリートーク
- 2月19日 北条こども園作品展
- 2月20日 北栄更生保護女性会寄付贈呈式
東伯保護区更生保護懇談会
- 2月22日 こども園園長人事評価面談
町職員労働組合町長交渉
- 2月23日 第3回人事ヒアリング
中部版スクラム教育連絡協議会
- 2月24日 由良こども園作品展
- 2月25日 スポーツグランプリ表彰式
北栄町児童生徒表彰式
- 2月26日 放課後児童クラブ支援員採用面接
シニアクラブ閉講式
- 2月27日 北栄町議会全員協議会
鳥取県日台親善協会平成30年度通常総会

第11回 教育連絡会

平成30年2月6日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

児童生徒の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

生徒や保護者からの相談があった場合には、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

最近、登下校時に児童・生徒が交通事故に巻き込まれて死亡するという事件が頻繁に起こっています。児童・生徒が悲しい事故に遭わないように、児童・生徒への注意喚起、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）をお願いします。また、家庭、地域と連携した取り組みを強化してください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

○基本的な生活習慣の指導について

本来は家庭で身につけることですが、箸や鉛筆の持ち方、食事のマナーで肘つき、茶わんの持ち方、座る姿勢など、こ小中が連携すると共に家庭と協力して身につけさせてください。

○「ゲー・ピタ・ピン」を徹底して取り組んでください

生活の中でけじめはとても大切です。学習に向かう気持ちを姿勢に表してほしいと思います。姿勢がよくなると背骨の発育が促進されます。また、脳脊髄液の循環がよくなり、頭痛、肩こり、目のかすみなどの症状が改善され、集中力も高まります。さらに、体の中心軸が確立して、両眼、両耳のバランスが保たれるとともに、大脳のはたらきが活発になります。このほかにも、内臓の働きが活発になり、消化を助け、快便へとつながります。

学ぶ姿勢が学力向上にも繋がると思います。

こども園、小学校、中学校すべてで来年度の取り組みの重点にしてください。

○部活動指導員について

来年度から顧問として指導や大会への引率が出る部活動指導員を非常勤職員として中学校両校で10人雇用する予算を計上しました。学校の推薦を受けて教育委員会で任命することになりますので、活用してください。

また、来年度から、国が示すガイドラインや県の方針に沿って、町が「運動部活動の方針」、各学校が「活動方針」を作ることになります。平日と土日のどちらかを休養日とし、平日1日あたり2時間、休業日は3時間までの練習時間が基準となる見込みです。

○学校閉庁日の設定について

教職員の負担軽減や夏期休暇や有給休暇の取得促進の観点から、今年度から学校閉庁日を設けていただきましたが、来年度は8月10日～16日までの1週間の設定が出来ないか検討をしてください。

○教職員の負担軽減、働き方改革に向けた取り組みについて

教職員の長時間労働の削減、家族や地域を大切にすワーク・ライフ・バランスの実践、働きやすい職場づくりを進めてください。

出来ることから小さいことでも実践してください。

実践例 会議の効率化、終了時間を決める、部活動指導の工夫、定時退勤日の設定
提出文書の削減や簡素化、ペーパーレス会議の実施、書類の整理整頓、
ICTを活用した業務改善など

○評価・育成最終面談について

小中学校の校長面談を先月末に行いました。地公法の改正で評価が義務づけられましたが、現在の制度では教職員は、育成が主目的ですのでしっかり指摘をし、じっくりと納得が得られるまで面談をしてください。

甘い評価は管理職として好評価が得られるかも解りませんが、非評価者の育成にはマイナスです。気づかせスキルアップにつながる評価・面談をしてください。

こども園の園長面談は準備が出来た園長から順次行っていきます。

＝教育総務課＝

1 音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金審査委員会の開催について

2月7日、給付審査委員会（審査委員長：西尾副町長）を開催し、申請のあった10名（9世帯）の所得要件、学業成績について審査を行い6名の給付を決定しました。給付対象者には、10万円（1回限り）を3月中旬に支払う予定にしています。

2 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			1月の問題行動 （関係者数）	1月のいじめ （被害者数/加害者数）
	12月末	1月増	計		
北条小	5人		5人	学校報告なし	学校報告なし
大栄小	3人		3人		
北条中	4人		4人		
大栄中	2人	1人	3人		

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	(上段)入札回数 (下段)落札業者	(上段)予定価格 (下段)契約金額	期間等
2/5	大栄中学校A組エ アコン取替工事	エアコンの 取替	3	1 毎日電気	1,623,240円 1,469,880円	2/6 ～ 3/20

＝生涯学習課＝

1 第3回人権教育推進協力員会議について

日時 1月30日（火） 19:00～

場所 大栄農村環境改善センター 会議室3

概要・平成29年度人権を学ぶ会の総括
・平成30年度人権を学ぶ会について
・研修について

2 北栄みらい伝承館事業について

(1) 北栄町の人物伝「武信佐五右衛門と潤太郎～日本近代化の先駆けと大山信仰」

期間 2月16日～3月31日

場所 北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）

概要・「明治150年」事業及び湯梨浜町・琴浦町連携事業

・ギャラリートーク（18日（日）10:30～）

講師 鳥取県立博物館 大嶋陽一学芸員

(2) 生田和孝生誕90年記念「愛弟子が語る生田和孝の陶業 河本賢治」

日時 2月24日（土） 10:00～

場所 北栄みらい伝承館

概要・倉吉博物館が主催（倉吉博物館講座⑨）

3 北栄町バスケットボール大会について

日時 平成30年2月18日（日） 8:30～

場所 北条体育館

結果 男子の部 優勝 みどり南 第2位 大谷B 第3位 青木・比山 北条島
女子の部 優勝 東新田場 第2位 北条島 第3位 大谷

4 平成29年度北栄町スポーツ表彰式について

日 時 2月25日（日） 9:00～

場 所 北条農村環境改善センター 大研修室

概 要・体育功労賞1名、スポーツ特別賞1名、スポーツ最優秀賞8名、
スポーツ優秀賞22名、スポーツ敢闘賞109名、スポーツ奨励賞56名

・スポーツグランプリ表彰

大自治会の部 第1位 大谷 第2位 大島 第3位 由良宿2区

中自治会の部 第1位 北条島 第2位 みどり二区 第3位 緑ヶ丘団地

小自治会の部 第1位 西高尾 第2位 青木 第3位 高千穂

・日本海新聞ふるさと大賞

地域貢献賞 福島慎吾 由良だんじり（青年団）

スポーツ功労賞 松下綾馬 北栄スポーツクラブ水泳部

5 コール・ウィンドミルコンサート with 合唱団 こさじ

～皆の幸せが百年続きますように～

日 時 2月25日（日） 14:00～（開場13:30）

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・町内コーラスグループ コール・ウィンドミルが主催

・平成29年度鳥取県震災復興活動特別支援事業

・北栄町地域の自立・活性化活動支援事業

6 今後の予定について

(1) 北栄町人権教育地区推進員研修会

日 時 3月14日（水） 19:00～

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・各自治会で地区推進員になられた方を対象に研修

・任務について説明

7 ほくほくプラザについて

①絵本の読み聞かせ会

日 時 2月4日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「おにはそと」

・絵本「かえるをのんだととさん」他

参加者38名（幼21名、小3、大14名）

日 時 3月11日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「ひなまつりにおひなさまをかざるわけ」

・手遊び絵本「おやゆびさん」他

②体操教室とおしゃべりサロン

日 時 2月16日（金） 午前9時～11時

概要 ・懐メロを楽しむ（聞く・歌う）
・軽食を囲んで会話を楽しむ
参加費 100円

参加者 10名

色あそびとおしゃべりサロン

日時 3月16日（金） 午前9時～11時

概要 ・クレヨン、水彩を使い塗り絵、絵を描き色使いを楽しむ。
・軽食を囲んで会話を楽しむ
参加費 100円

③子ども向け行事

自然体験教室 「船上山で雪遊び」

日時 2月3日（土）午後1時00分～5時00分

対象 誰でも参加可（幼児保護者同伴要） 先着25名

概要 ・ソリ、スノーチュウブ遊び、宝さがし。
参加費 100円

参加者 20名（幼4、小12、大4）

工作教室 「動きが楽しいおもちゃ」

日時 2月10日（土）午後1時30分～3時30分

対象 誰でも参加可（幼児保護者同伴要） 先着20名

概要 ・ビックリ箱、ピコピコカプセルを作る。
参加費 100円

参加者 7名（小7）

体験教室 「ニュースポーツを体験しよう！」

日時 3月17日（土）午後1時30分～3時30分

対象 誰でも参加可（幼児保護者同伴要） 先着25名

概要 ・パットゲームスター、ラダーゲッターを体験する。
参加費 100円

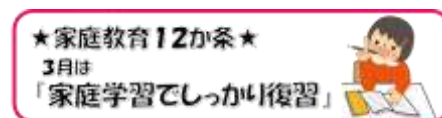
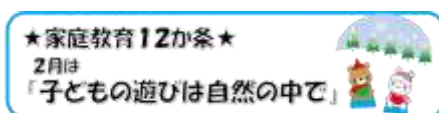
ほくほく食堂

日時 3月26日（土）午前9時30分～午後2時

対象 誰でも参加可（幼児保護者同伴要）

概要 ・春休み日中1人で食事を取りがちな子どもや高齢者等が主な対象
・一緒に遊んだり、勉強をしたりして日中を過ごす。
・ボランティアスタッフ、食材の提供を呼びかける。

参加費 子ども無料、大人200円



＝図書館＝

1 本のPOP作品の展示について

期 間 2月1日(木)～2月28日(水)

場 所 図書館 1階フロア、北条分室

概 要 「本のPOPコンテスト」の出品作品を、本とともに展示。中部の中学校生徒が読んだ本のコメントやイラストをPOPにして紹介。本は貸出可能。

2 英語でおはなし会について

日 時 2月11日(日) 午前10時30分～

場 所 図書館 1階フロア

概 要 ・英語絵本コーナーの設置

今後、英語や海外の文化に触れる機会が多くなることに対応するため、英語の絵本を充実させコーナーを設置

・バレンタインデーに関する絵本を読む。歌ったり踊ったりしながら、楽しく英語に触れ、絵本の世界に親しむ。バレンタインデーにちなんで、各自でメッセージカードを作成。

出 演 松本町長、ハリス外国語指導員

参加者 50名

3 出前音読教室について

日 時 1月10日(木) 午前10時～

場 所 松神公民館

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 16名

4 あたまイキイキ音読教室について

日 時 2月15日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。
関連図書の展示コーナーの設置

参加者 5名

5 出前講座「心ほっこり読みきかせ」について

日 時 2月17日(土) 午後1時30分～

場 所 六尾構造改善センター

概 要 絵本や大型紙芝居の読みきかせ、手遊び、詩の朗読等を参加者全員で楽しむ。

参加者 18名

6 今後の予定について

(1) あたまイキイキ音読教室について

日 時 3月8日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

(2) 第4回郷土史入門講座について

日 時 3月17日(土) 午後1時30分～3時30分

場 所 北栄町図書館 2階 研修室

概 要 「鳥取藩が見た日本近代化ーウェスタンインパクトと台場・反射炉」

講 師 品川区立品川歴史館 学芸員 富川武史氏

(3) 蔵書点検について

期 間 3月18日(日)～3月24日(土) 【北条分室は19日(月)～23日(金)】

内 容 図書館で所蔵している図書や雑誌が、あるべき場所に収まっているかどうかを確認し、所在不明のものがないか点検。

(4) 「本の特集コーナー」について

期 間 3月1日(木)～3月31日(土)

(図書館1階フロア)

春を待つ絵本、ベストリーダー(4月～1月まで)、直木賞・芥川賞受賞作品、追悼葉室麟が書いた世界

(北条分室)

直木賞候補作家 過去の作品、今年度本屋大賞候補作品、読み聞かせボランティア
おすすめの絵本、ダイエット、春の絵本

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

平成30年1月分の貸出等実績

		利用者人数(人)	貸出冊数(冊)
1月の貸出実績	図書館 (前年同月)	1,246 (1,442)	4,806 (5,384)
	北条分室 (前年同月)	632 (529)	2,214 (1,897)
4月からの累計	図書館 (前年同月)	13,681 (14,423)	50,593 (51,745)
	北条分室 (前年同月)	6,515 (6,264)	22,717 (22,642)

=中央公民館=

1 中央公民館ロビー展について

日 時 2月1日(木)～2月15日(木)

概 要 学校給食展

日 時 2月16日(金)～2月28日(水)

概 要 マンガ・イラスト展

2 第12回公民館まつりについて

《作品展》

日 時 1月27日(土)～2月4日(日) 午前9時～午後5時

場 所 北条農村環境改善センター

来訪者 延べ626名

《芸能発表会》

日 時 2月4日(日)

午前9時30分～午後4時 ※受付：午前9時

場 所 大栄農村環境改善センター

発表者 57演目

参加者 延べ770名

3 青少年育成講座「おもしろまなびタイム」について

(1)「べっこうあめを作ってみよう！」

日 時 2月7日(水) 午後4時～午後5時15分

場 所 中央公民館 調理室

参加者 14名

講 師 地域ボランティア 岸田 泰彦 さん

概 要 宿題タイム、べっこうあめ作りに挑戦

(2)「クイズラリーで楽しもう！」

日 時 2月21日(水) 午後4時～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂

参加者 名

講 師 図書館北条分室 藤井 明美 さん、

概 要 宿題タイム、館内でクイズラリーを楽しむ

4 成人対象講座について

「第3回はじめてのスマホ・タブレット講座」

日 時 2月10日(土) 午後2時～午後4時

概 要 インターネット閲覧、地図アプリ他

「第4回はじめてのスマホ・タブレット講座」

日 時 2月17日(土) 午後2時～午後4時

概 要 インターネット閲覧、写真動画撮影他
参加者 7名
講 師 「笑顔でこたえるパソコン教室」代表 松田 雅彦 氏

5 第5回公民館あり方検討会

日 時 2月15日(木) 午後1時30分～午後2時15分
概 要 答申書の最終協議、教育長へ答申

6 平成29年度シニアクラブについて

(1) コース別学習

日 時 2月19日(月) 午後2時～午後4時
場 所 中央公民館 講堂ほか
参加者 82名
概 要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・
食を考える・絵画の8コース

(2) 閉講式

日 時 2月26日(月) 午後1時30分～午後4時
場 所 大栄農村環境改善センター
参加者 名
概 要 講演 三朝町皆成院 住職 清水 成真 氏
皆勤賞
概 要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・
食を考える・絵画の8コース

7 今後の予定について

・中央公民館ロビー展について

日 時 3月1日(木)～3月15日(木)
概 要 トールペイント教室作品展
日 時 3月16日(金)～3月30日(金)
概 要 シニアクラブ活動展

・自治会まちづくり役員研修会について

日 時 30年3月11日(日) 午前10時～11時30分
場 所 中央公民館 講堂
概 要 事例発表「自治会役員は楽しくやらなければおもしろくない」
講師 前六尾自治会長 秋山 修 氏
情報交換、教育委員会関係事業の取り組みについて

＝中央公民館大栄分館＝

1 中央公民館大栄分館ロビー展について

(1) 日 時 2月1日(木)～15日(木)

概 要 学校給食展

(2) 日 時 2月16日(金)～28日(水)

概 要 老人クラブ作品展

2 キムチづくり教室

日 時 2月6日(火)～7日(水) 午後1時30分～

2月8日(木) 午前10時

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 20名

概 要 本場のキムチを作ろう

講 師 鄭 然旭(チョン ヨンオク)さん

3 今後の予定について

・中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 3月1日(木)～15日(木)

概 要 マンガ寺子屋作品展

日 時 1月16日(金)～28日(水)

概 要 やきもの愛好会作品展

議案第 2 号

平成 3 0 年度教育委員会関係予算に対する意見について

平成 3 0 年度教育委員会関係予算を北栄町議会へ上程したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育員会規則第 5 号）第 2 条の規定により委員会の意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり（別冊）

議案第 3 号

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議
会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により
委員会の意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第87号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第3条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
北栄町北条体育館	北栄町土下112番地	北栄町北条体育館	北栄町土下112番地
北栄町大栄体育館	北栄町由良宿797番地 <u>1</u>	北栄町大栄体育館	北栄町由良宿797番地
北栄町大誠体育館	北栄町瀬戸 <u>36</u> 番地 <u>2</u>	北栄町大誠体育館	北栄町瀬戸 <u>37</u> 番地 <u>1</u>
北栄町勤労者体育センター	北栄町由良宿223番地2	北栄町勤労者体育センター	北栄町由良宿223番地2
北栄町北条ふれあい会館	北栄町土下100番地3	北栄町北条ふれあい会館	北栄町土下100番地3
北栄町大栄ふれあい会館	北栄町下種868番地	北栄町大栄ふれあい会館	北栄町下種868番地
北栄町北条野球場	北栄町国坂385番地5	北栄町北条野球場	北栄町国坂385番地5
北栄町大栄野球場	北栄町由良宿370番地	北栄町大栄野球場	北栄町由良宿370番地
北栄町北条運動場	北栄町土下105番地	北栄町北条運動場	北栄町土下105番地
北栄町大栄運動場	北栄町由良宿215番地 <u>1</u>	北栄町大栄運動場	北栄町由良宿215番地
北栄町北条多目的広場	北栄町国坂582番地	北栄町北条多目的広場	北栄町国坂582番地

(使用料)

第7条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1 及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1 から別表第3までに定める使用料を納めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施工する。

○北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例

平成17年10月 1 日

条例第87号

改正 平成20年 6 月20日条例第24号

平成22年 6 月23日条例第20号

平成23年 3 月28日条例第 5 号

平成24年 6 月20日条例第26号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 スポーツを振興し、町民の心身の健全な発達に寄与するため、北栄町社会体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町北条体育館	北栄町土下112番地
北栄町大栄体育館	北栄町由良宿797番地
北栄町大誠体育館	北栄町瀬戸37番地 1
北栄町勤労者体育センター	北栄町由良宿223番地 2
北栄町北条ふれあい会館	北栄町土下100番地 3
北栄町大栄ふれあい会館	北栄町下種868番地
北栄町北条野球場	北栄町国坂385番地 5
北栄町大栄野球場	北栄町由良宿370番地
北栄町北条運動場	北栄町土下105番地
北栄町大栄運動場	北栄町由良宿215番地
北栄町北条多目的広場	北栄町国坂582番地

(利用の許可)

第 4 条 体育施設の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用の許可条件に違反したとき。

(2) 前条各号に該当する事由が生じたとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、又は第6条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第11条 教育委員会は、次に掲げる体育施設の管理について法第244条の2第3項の規定による指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 体育施設の利用及びその制限に関する業務

(2) 体育施設の使用料の徴収及び減免に関する業務

(3) 体育施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第4条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項並びに第8条中「教育委員会」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町町民運動設置及び管理に関する条例(昭和48年北条町条例第23号)、北条町野球場の設置及び管理に関する条例(昭和63年北条町条例第2号)、北条町ふれあい会館の設置及び管理に関する条例(平成7年北条町条例第1号)又は大栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和50年大栄町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年3月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び合併前の大栄町行政財産使用条例(昭和45年大栄町条例第26号)の使用料の例によるものとする。

附 則(平成20年6月20日条例第24号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年6月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

名称	使用料	照明料
北栄町北条体育館	1 / 6面 150円/時間	—
北栄町大栄体育館	1 / 2面 400円/時間 全面 600円/時間	
北栄町大栄ふれあい会館	1 / 4面 150円/時間 1 / 2面 300円/時間 全面 500円/時間	—
北栄町大誠体育館	1 / 4面 150円/時間 1 / 2面 250円/時間 全面 400円/時間	
北栄町勤労者体育センター	1 / 6面 150円/時間 1 / 2面 300円/時間 全面 500円/時間	—

※高校生以下は上記金額の半額とする。

※町外者は上記金額の2倍とする。

※入場料を徴収する利用の場合、上記金額の2倍とする。

※使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。

別表第2(第7条関係)

名称	使用料	照明料
北栄町北条野球場	1,000円/時間	5,000円/時間
北栄町大栄野球場	1,500円/時間	
北栄町北条運動場	300円/時間	100円/時間
北栄町大栄運動場		—
北栄町北条多目的広場	100円/時間	—
北栄町北条ふれあい会館		
(多目的ルーム)	250円/時間	—
(ふれあいルーム)	200円/時間	—
(柔道場)	150円/時間	—
(剣道場)	150円/時間	—

※高校生以下は上記金額の半額とする。

※町外者は上記金額の2倍とする。

※使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。

議案第4号

北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

平成30年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 3 条 地区会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 3 条 地区会館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
北栄町山西地区会館	北栄町国坂 743 番地 <u>3</u>	北栄町山西地区会館	北栄町国坂 743 番地 <u>2</u>

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

○北栄町地区会館の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日
条例第104号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、北栄町地区会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、関係地区住民の福祉の増進を図るため、北栄町地区会館(以下「地区会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地区会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町山西地区会館	北栄町国坂743番地2

(管理運営)

第4条 地区会館の管理及び運営は、町長が行う。

2 町長は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げる業務を行わせることができるものとする。

(1) 施設設備の維持管理に関する業務。

(2) 前号に掲げるもののほか、地区会館の管理に関するもののうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町地区会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年北条町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

職員の交流に関する協定書の締結について

職員の交流に関する協定書の締結について、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成30年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

議案第 6 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏 名	所 属 等	構 成 等
6	大西 博	自治会長会代表	社会教育関係者

任 期 平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

●平成30年度 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に係る認定結果について

(平成30年2月21日現在)

(単位:人)

	申請者						認定						不認定・申請取下						
	保護者	対前年比較	うち新規世帯	児童・生徒	対前年比較	うち新規者	保護者	対前年比較	うち新規世帯	児童・生徒	対前年比較	うち新規者	保護者	対前年比較	うち新規世帯	児童・生徒	対前年比較	うち新規者	
北条小学校	平成25年度				23	1	8				19	4	4				4	-3	4
	平成26年度				33	10	14				29	10	11				4	0	3
	平成27年度				35	2	9				33	4	6				2	-2	3
	平成28年度				38	3	9				37	4	8				1	-1	1
	平成29年度				43	5	11				40	3	8				3	2	3
	平成30年度				43	0	5				42	2	4				1	-2	1
	(うち新入生)				2						2						0		
大栄小学校	平成25年度				21	8	11				19	8	10				2	0	1
	平成26年度				21	0	4				19	0	2				2	0	2
	平成27年度				27	6	5				25	6	3				2	0	2
	平成28年度				29	2	8				29	4	8				0	-2	0
	平成29年度				32	5	4				32	3	4				0	0	0
	平成30年度				32	5	3				27	-5	1				5	5	2
	(うち新入生)				6						3						3		
北条中学校	平成25年度				18	0	4				18	5	4				0	-5	0
	平成26年度				20	2	5				19	1	5				1	1	0
	平成27年度				20	0	2				19	0	2				1	0	0
	平成28年度				23	3	3				23	4	3				0	-1	0
	平成29年度				28	5	2				28	5	2				0	0	0
	平成30年度				29	9	1				29	1	1				0	0	0
	(うち新入生)				8						8						0		
大栄中学校	平成25年度				10	-1	2				10	1	2				0	-2	0
	平成26年度				11	1	0				11	1	0				0	0	0
	平成27年度				10	-1	0				10	-1	0				0	0	0
	平成28年度				12	2	2				12	2	2				0	0	0
	平成29年度				15	5	2				15	3	2				0	0	0
	平成30年度				16	6	0				15	0	0				1	1	0
	(うち新入生)				6	-6	0				6						0		
北条地区	平成25年度	23	-2	6	41	1	12	21	4	4	37	9	8	2	-6	2	4	-8	4
	平成26年度	30	7	12	53	12	19	27	6	10	48	11	16	3	1	2	5	1	3
	平成27年度	31	1	7	55	2	11	29	2	5	52	4	8	2	-1	2	3	-2	3
	平成28年度	35	4	9	61	6	12	34	5	8	60	8	11	1	-1	1	1	-2	1
	平成29年度	43	8	9	71	10	13	41	7	7	68	8	10	2	1	2	3	2	3
	平成30年度	45	2	6	72	1	6	44	3	5	71	3	5	1	-1	1	1	-2	1
	(うち新入生)																		
大栄地区	平成25年度	25	5	8	31	7	13	23	6	7	29	9	12	2	-1	1	2	-2	1
	平成26年度	23	-2	3	32	1	4	22	-1	2	30	1	2	1	-1	1	2	0	2
	平成27年度	26	3	3	37	5	5	25	3	2	35	5	3	1	0	1	2	0	2
	平成28年度	27	1	6	41	4	10	27	2	6	41	6	10	0	-1	0	0	-2	0
	平成29年度	31	4	4	47	6	6	31	4	4	47	6	6	0	0	0	0	0	0
	平成30年度	32	1	2	48	1	3	29	-2	1	42	-5	1	3	3	1	6	6	2
	(うち新入生)																		
合計	平成25年度	48	3	14	72	8	25	44	9	11	66	25	20	4	-4	3	6	-11	5
	平成26年度	53	5	15	85	13	23	49	5	12	78	12	18	4	0	3	7	1	5
	平成27年度	57	4	10	92	7	16	54	5	7	87	9	11	3	-1	3	5	-2	5
	平成28年度	62	5	15	102	10	22	61	7	14	101	14	21	1	-2	1	1	-4	1
	平成29年度	74	12	13	118	16	19	72	11	11	115	14	16	2	1	2	3	2	3
	平成30年度	77	3	8	120	2	9	73	1	6	113	-2	6	4	2	2	7	4	3

※(注意) この集計表は、毎年度当初に申請された状況を集計したものです。
※人数には、要保護者・準要保護者を含めます。